

事 務 連 絡
平成24年8月31日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局指導課

日本版（JRC）救急蘇生ガイドライン2010に基づき救急救命士等が行う救急業務活動に関する報告書のとりまとめについて

標記につきましては、これまで、「救急救命士等が行う救急業務活動に関する報告書のとりまとめについて」（平成19年4月25日付厚生労働省医政局指導課事務連絡）により、「救急救命士等が行う救急業務活動に関する報告書」（以下「平成19年報告書」という。）の内容について周知等をお願いしてきたところです。

先般、（一財）日本救急医療財団と日本蘇生協議会が組織したガイドライン作成合同委員会において、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）がとりまとめた「心肺蘇生に関する科学的根拠と治療勧告コンセンサス（COSTR）」に基づき、「日本版（JRC）救急蘇生ガイドライン2010」が確定されるとともに、「救急蘇生法の指針2010（医療従事者用）」がとりまとめられました。

これを受け、（一財）日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会において、平成19年報告書が「日本版（JRC）救急蘇生ガイドライン2010に基づき救急救命士等が行う救急業務活動に関する報告書」として別添1のとおり改正されました。

つきましては、本報告書の内容について御了知をいただくとともに、管内の市町村（政令市・中核市・特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知していただくようお願いいたします。

また、管内の各地域メディカルコントロール協議会において実施する、救急救命士等の業務プロトコルの作成や改訂及び事後検証の実施の際等に本報告書を参考にさせていただくようお願いいたします。

なお、本報告書については、別添2のとおり消防庁救急企画室から各都道府県消防防災主管課あて事務連絡がなされていることを申し添えます。

※本事務連絡及び別添1については、今後、（一財）日本救急医療財団ホームページ（<http://www.qqzaidan.jp/>）に掲載される予定です。

照会先 厚生労働省医政局指導課 救急・周産期医療等対策室 救急医療専門官 徳本史郎 電話：03-5253-1111(内線 2559)
